

「会則別紙1新旧対照表」

(現行会則)

会則別紙1

鹿島の杜カントリー倶楽部 入会手続要項		
手続	1. 必要書類の提出	本要項に記載の必要書類をご提出ください
	2. 資格審査	書類審査およびゴルフ場にて面談を行います
	3. 審査結果通知	入会申込者に連絡します
		入会が承認された場合、下記の書類を郵送します
		(1) 入会資格審査承認書
		(2) 入会金に関する御請求書
		(3) 特定商取引に関する法律第5条で定める書面
	4. 入会金の振込	入金確認後、会員資格が付与されます
	※ 入会金のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。入会金のお支払い方法は銀行振込のみとなり、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。	
条件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること	
	法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること	
	2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと	
	3. 会員1名の推薦があり、当該推薦人に年会費未払い等の問題がないこと 削除	
	4. 資格審査において承認を得た後、特定商取引に関する法律第4条で定める書面に記載の金額を入金すること	
必要書類	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要 削除
	② 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ
	③ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの
	④ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
	⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印
	* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。	



(2025年1月1日より改訂)

会則別紙1

鹿島の杜カントリー倶楽部 入会手続要項		
手続	1. 必要書類の提出	本要項に記載の必要書類をご提出ください
	2. 資格審査	書類審査およびゴルフ場にて面談を行います
	3. 審査結果通知	入会申込者に連絡します
		入会が承認された場合、下記の書類を郵送します
		(1) 入会資格審査承認書
		(2) 入会金に関する御請求書
		(3) 特定商取引に関する法律第5条で定める書面
	4. 入会金の振込	入金確認後、会員資格が付与されます
	※ 入会金のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。入会金のお支払い方法は銀行振込のみとなり、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。	
条件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること	
	法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること	
	2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと	
	3. 資格審査において承認を得た後、特定商取引に関する法律第4条で定める書面に記載の金額を入金すること	
必要書類	① 入会申込書(法人用または個人用)	
	② 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ
	③ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの
	④ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
	⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印
	* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。	

「会則別紙2新旧対照表」

（現行会則）

会則別紙2

鹿島の杜カントリー倶楽部 名義変更手続要項															
手 続	1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封) 4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。														
条 件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 会員1名の推薦があること 削除 4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと 削除 5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること														
必要書類	① 譲受人(入会)必要書類 ① 入会申込書(法人用または個人用) 申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要 削除 ② 委任状(譲受人用) ③ 名義変更申請書 譲渡人と連記 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け) タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑥ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 ⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印														
	② 譲渡人(退会)必要書類 ① 名義変更申請書 譲受人と連記 ② 委任状(譲渡人用) ③ 会員権の証書 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要														
	* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。														
名義変更料 (消費税込)	<table><tr><td></td><td>正会員</td><td>平日会員</td></tr><tr><td>一般</td><td>275,000 円</td><td>110,000 円</td></tr><tr><td>相続または3親等内親族間の場合</td><td>55,000 円</td><td>27,500 円</td></tr><tr><td>登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)</td><td>55,000 円</td><td>55,000 円</td></tr></table>				正会員	平日会員	一般	275,000 円	110,000 円	相続または3親等内親族間の場合	55,000 円	27,500 円	登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	55,000 円	55,000 円
	正会員	平日会員													
一般	275,000 円	110,000 円													
相続または3親等内親族間の場合	55,000 円	27,500 円													
登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	55,000 円	55,000 円													
年会費 (消費税込)	1. 期 間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可) 2. 金 額 <table><tr><td>正会員</td><td>平日会員</td></tr><tr><td>42,900 円</td><td>13,200 円</td></tr></table>			正会員	平日会員	42,900 円	13,200 円								
正会員	平日会員														
42,900 円	13,200 円														
書類送付先 連絡先	<table><tr><td>書類送付先</td><td>連絡先</td></tr><tr><td>鹿島の杜カントリー倶楽部 会員課 〒311-2206 茨城県鹿嶋市武井1877-1</td><td>電話 0299-69-0500 FAX 0299-69-0742</td></tr></table>			書類送付先	連絡先	鹿島の杜カントリー倶楽部 会員課 〒311-2206 茨城県鹿嶋市武井1877-1	電話 0299-69-0500 FAX 0299-69-0742								
書類送付先	連絡先														
鹿島の杜カントリー倶楽部 会員課 〒311-2206 茨城県鹿嶋市武井1877-1	電話 0299-69-0500 FAX 0299-69-0742														

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

（2025年1月1日より改訂）

会則別紙2

鹿島の杜カントリー倶楽部 名義変更手続要項															
手 続	1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封) 4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。														
条 件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 譲渡人に年会費未払い等の問題がないこと 4. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること														
必要書類	① 譲受人(入会)必要書類 ① 入会申込書(法人用または個人用) ② 委任状(譲受人用) ③ 名義変更申請書 譲渡人と連記 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け) タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑥ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 ⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印														
	② 譲渡人(退会)必要書類 ① 名義変更申請書 譲受人と連記 ② 委任状(譲渡人用) ③ 会員権の証書 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要														
	* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。														
名義変更料 (消費税込)	<table><tr><td></td><td>正会員</td><td>平日会員</td></tr><tr><td>一般</td><td>275,000 円</td><td>110,000 円</td></tr><tr><td>相続または3親等内親族間の場合</td><td>55,000 円</td><td>27,500 円</td></tr><tr><td>登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)</td><td>55,000 円</td><td>55,000 円</td></tr></table>				正会員	平日会員	一般	275,000 円	110,000 円	相続または3親等内親族間の場合	55,000 円	27,500 円	登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	55,000 円	55,000 円
	正会員	平日会員													
一般	275,000 円	110,000 円													
相続または3親等内親族間の場合	55,000 円	27,500 円													
登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	55,000 円	55,000 円													
年会費 (消費税込)	1. 期 間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可) 2. 金 額 <table><tr><td>正会員</td><td>平日会員</td></tr><tr><td>42,900 円</td><td>13,200 円</td></tr></table>			正会員	平日会員	42,900 円	13,200 円								
正会員	平日会員														
42,900 円	13,200 円														
書類送付先 連絡先	<table><tr><td>書類送付先</td><td>連絡先</td></tr><tr><td>鹿島の杜カントリー倶楽部 会員課 〒311-2206 茨城県鹿嶋市武井1877-1</td><td>電話 0299-69-0500 FAX 0299-69-0742</td></tr></table>			書類送付先	連絡先	鹿島の杜カントリー倶楽部 会員課 〒311-2206 茨城県鹿嶋市武井1877-1	電話 0299-69-0500 FAX 0299-69-0742								
書類送付先	連絡先														
鹿島の杜カントリー倶楽部 会員課 〒311-2206 茨城県鹿嶋市武井1877-1	電話 0299-69-0500 FAX 0299-69-0742														

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

「会則別紙4新旧対照表」

(現行会則)

会則 別紙4

鹿島の杜カントリー倶楽部 会員プレー料金					
			月曜から金曜	月曜から金曜までの 間で祝日となる日	土曜日曜及ぶ 左記を除く祝日
プレーフィ	正会員		3,300 円	6,380 円	6,380 円
	平日会員		3,300 円	6,380 円	—
割増カートフィ(セルフプレー)	1R	3B	0 円	0 円	0 円
		2B	550 円	1,100 円	1,100 円
		1B	—	—	—
追加ハーフプレーフィ	正会員		1,100 円	2,200 円	2,200 円
	平日会員		1,100 円	2,200 円	—
追加ハーフカートフィ	0.5R	4B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
		3B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
		2B	1,375 円	1,650 円	1,650 円
		1B	—	—	—
ゴルフ場利用税			750 円	750 円	750 円

* ゴルフ場内フロント横掲示に伴い削除

※ 記載料金(ゴルフ場利用税を除く)は消費税込となります。

※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。

※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。

※ 平日会員は国民の祝日に関する法律で定める休日を含む月曜日から金曜日までを会員料金でプレーできます。

※キャンセルフィは、以下のとおり発生します。

月例及び4大競技(倶楽部選手権・理事長杯・スクラッチ選手権・シニア選手権)において組合せ発表後のキャンセルにつき、
月例 2,000円、4大競技 3,000円となります。

* 倶楽部競技のキャンセル料は削除し、今後は競技手帳に記載。



(2025年1月1日より改訂)

会則別紙4-①

鹿島の杜カントリー倶楽部 会員プレー料金					
			月曜から金曜	月曜から金曜迄の 間で祝日となる日	土曜日曜及び 左記を除く祝日
プレーフィ	正会員		3,300 円	6,380 円	6,380 円
	平日会員		3,300 円	6,380 円	—
割増カートフィ(セルフプレー)	1R	3B	0 円	0 円	0 円
		2B	550 円	1,100 円	1,100 円
		1B	—	—	—
追加ハーフプレーフィ	正会員		1,100 円	2,200 円	2,200 円
	平日会員		1,100 円	2,200 円	—
追加ハーフカートフィ	0.5R	4B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
		3B	1,100 円	1,100 円	1,100 円
		2B	1,375 円	1,650 円	1,650 円
		1B	—	—	—
ハーフプレーフィ(早朝・薄暮)	正会員		2,750 円	3,300 円	3,300 円
	平日会員		2,750 円	3,300 円	—
ゴルフ場利用税	ゴルフ場館内フロント横に掲示し告知				

※ 記載料金(ゴルフ場利用税を除く)は消費税込となります。

※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。

※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。

※ 平日会員は国民の祝日に関する法律で定める休日を含む月曜日から金曜日までを会員料金でプレーできます。

※ GW(昭和の日と憲法記念日の間)、お盆(8/12～8/15)、年末年始(12/28～1/4)は、土日祝日料金を適用いたします。

会則 別紙4-②

鹿島の杜カントリー倶楽部 キャンセル料規定

2組以下/1組当たり
・プレー当日含む7日前より土日祝日8,000円
3組以上/1組当たり
・プレー当日含む14日前より土日祝日8,000円
1人予約/組合せ枠
・開催決定後(プレー前日の正午以降)は平日1,000円、土日祝日2,000円
免責事由他
・ゴルフ場がクローズした場合、キャンセル料は発生しません。 ・無連絡キャンセルの場合は全日予約時料金の100%×人数分を申し受けます。 ・キャンセル料は予約代表者様に対しSMS等を通じてご請求いたします。 ・キャンセル料発生タイミング以降の日程変更や組数減は、免責事由にはなりません。 ・以下期間の平日におけるキャンセル料は土日祝日扱いとなります。 ※GW(昭和の日と憲法記念日の間)、お盆(8/12～8/15)、年末年始(12/28～1/4) ・ハーフプレーはキャンセル料対象外ですが、事前にご連絡をお願いいたします。